

平成27年度

第3回 総合教育会議 資料

【小中一貫教育】

【ICTの活用】

平成28年2月4日

### 第3回 総合教育会議 資料 目次

#### 【小中一貫教育について】

- |                         |     |
|-------------------------|-----|
| 1 「小中連携」と「小中一貫教育」       | P 1 |
| 2 小中一貫教育を行う新たな学校の種類の制度化 | P 1 |
| 3 小中連携教育                | P 2 |
| 4 小中一貫教育研究              | P 3 |

#### 【ICTの活用について】

- |                     |     |
|---------------------|-----|
| 1 学校におけるICTの活用状況    | P 4 |
| 2 学校におけるICTの基本的な考え方 | P 5 |
| 3 学校におけるICTの整備状況    | P 5 |

# 小中一貫教育について

総合教育会議資料

## 1 「小中連携」と「小中一貫教育」

### 「小中連携」

小・中学校が互いに情報交換、交流することを通じ、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育

### 「小中一貫教育」

小中連携のうち、小・中学校が9年間を通じた教育課程を編成し、それに基づき行う系統的な教育

「中央教育審議会初等中央教育分科会 学校段階間の連携・接続に関する作業部会」  
【小中連携、一貫教育に関する主な意見等の整理（平成24年7月13日）】

### ※埼玉県が考える小中一貫教育

中学校区内の小・中学校が「目指す児童生徒像」や「重点目標」を設定、共有し、その実現を図るため、9年間を見通したカリキュラムを編成して、それに基づき行う系統的な教育

### ※富士見市における小中一貫型教育

中学校区の小・中学校が互いの文化の違いを認め合い、共通の教育観にたった学習指導や生徒指導ができるように連携を深め、確かな学力の向上や豊かな心の育成を目指した教育

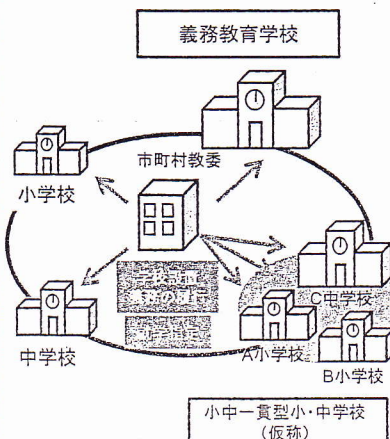
## 2 小中一貫教育を行う新たな学校の種類の制度化

### 【学校教育法の一部改正（改正法第1条）】

現行の小・中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」を新たな学校の種類として規定

| ◎小中一貫教育の2つの類型 | 今回学校教育法等改正で措置   | 今後政省令改正で措置  |
|---------------|---|---|
|               | 義務教育学校  | 小中一貫型小学校・中学校(仮称)  |
| 修業年限          | ・9年<br>(ただし、転校の円滑化等のため、前半6年と後半3年の課程の区分は確保)  | ・小・中学校と同じ   |
| 教育課程          | ・9年間の教育目標の設定、9年間の系統性を確保した教育課程の編成<br>・小・中の学習指導要領を準用した上で、一貫教育の実施に必要な教育課程の特例を創設<br>(一貫教育の軸となる新教科創設、指導事項の学年・学校段階間の入れ替え・移行)                    | ・9年間の教育目標の設定、9年間の系統性を確保した教育課程の編成(※)<br>・小・中の学習指導要領を適用した上で、一貫教育の実施に必要な教育課程の特例を創設<br>(義務教育学校と同じ)  |
| 組織            | ・1人の校長<br>・一つの教職員組織<br>・教員は原則小・中免許を併有<br>(並置は小学校免許で小学校課程、中学校免許で中学校課程を指導可能としつつ、免許の併有を促進)<br>【制度化に伴う主な支援策】<br>9年間を適切にマネジメントするために必要な教職員定数の措置 | ・学校毎に校長<br>・学校毎に教職員組織<br>(学校間の協働を担う者をあらかじめ任命、学校運営協議会の合同設置、校長の併任等、一貫教育を担保する組織運営上の措置を実施)(※)<br>・教員は各学校種に対応した免許を保有<br>【制度化に伴う主な支援策】<br>小中一貫教育の円滑な実施のための教員加配を措置 |
| 施設            | ・施設の一体・分離を問わず設置可能<br>(制度化に伴う主な支援策)<br>施設一体型校舎や異学年交流スペースなど、小中一貫教育に必要な施設整備を支援   | ・施設の一体・分離を問わず設置可能<br>(制度化に伴う主な支援策)<br>異学年交流スペースなど、小中一貫教育に必要な施設整備を支援   |

### ◎ 制度化後のイメージ



### 3 小中連携教育

《研究委嘱校》 西中学校区3校(関沢小学校 針ヶ谷小学校 西中学校)  
1月27日研究発表会(於:西中学校)

#### 《研究の目的》

中学校進学時における学習や生活での不適應の解消を目指し、小学校高学年での中学校生活や、教員による合同研修・授業交流などの小中連携を推進する。

#### 【研究内容】(具体的に取組んだ内容)

- ・小中連携推進会議(校長・教頭・主幹教諭・主任等)の開催(8回)
- ・3校合同研修会の開催(1回)
- ・小中連絡会の開催(4回)
- ・一日西中生(小学生の中学校体験)(6回)
- ・小中一貫教育先進校視察(入間市)(1回)
- ・小学校運動会へ西中吹奏楽部の参加(2小学校)
- ・小学校体育授業への陸上部員の参加(2回)
- ・研究発表会の開催、研究紀要の作成、配付

#### 【成果】

- ・教職員が年間を通じ、小中9年間の見通しを持って授業を見直すことができるようになった。
- ・体験入学を経て入学した生徒は、小学生に対し、がんばっている姿を見せたいと意欲が高まる傾向が見られた。
- ・小学生が中学校での体験授業を行っている際、中学校教員が小学生の姿を観察でき、個々の児童についての情報交換がスムーズに行える。
- ・夏季休業中の小学校でのサマースクールに、学習ボランティアとして参加する中学生が増えた。
- ・吹奏楽部による小学校運動会の入場行進の演奏は、保護者や地域からも好評であり、児童のみならず、保護者にも部活動に対する関心が高まっている。

#### 【課題】

- ・子どもの発達段階による小中学校の教職員の指導方法の違い等の共通理解。
- ・合同研修会の時間の調整、確保の工夫。
- ・部活動や体験授業で、小中学生が一緒に活動できる場面の設定。
- ・中学校での体験が小学生の中学校に対する慣れになってしまわないような工夫。
- ・乗り入れ授業や出前授業等の計画的、継続的な実施。



#### 4 小中一貫教育研究

##### 《研究の目的》

富士見市の小・中学校が、今後、どのような連携教育、一貫型（一貫）教育に取り組むべきか、西中学校区における小中学校連携教育の研究を参考にし、水谷中学校区（水谷小・水谷東小・水谷中）において教育委員会が主体となり小中一貫型教育研究委員会を組織し、研究を進める。

##### 【研究内容】小中一貫型研究委員会の議題（年3回を予定）

8月25日（火） 第1回「小中一貫型研究委員会」

- ・研究の目的、内容等について
- ・今後の予定

11月25日（水） 第2回「小中一貫型研究委員会」

- ・小中一貫型教育に向けての課題等  
施設・設備に関すること（既存の学校施設の有効利用を前提として）
  - ① 児童・生徒に関すること
  - ② 教育課程に関すること
  - ③ 教職員に関すること
  - ④ その他

2月 9日（火） 第3回「小中一貫型研究委員会」

- ・小中一貫型教育の成果と課題
- ・次年度の取組について  
9年間を見通した教育課程  
生徒指導の一貫性

##### 【成果】

- ・小中一貫型を進めるにあたっての小学校、中学校における意識を知ることができた。（立地条件による意識の違いや卒業生の進学先、学校規模による意識の違い等）

##### 【課題】

- ・校長の考えにより、連携や一貫型の進め方に大きな差が出る。
- ・一つの小学校から複数の中学校に進学する場合、もう一つの中学校との連携も視野に入れ、進めることが必要である。
- ・3校が一貫型教育について、共通認識、共通理解を持つことが必要である。

## I C Tの活用について

### 1. 学校における I C Tの活用状況

#### (1) 授業における活用

##### ①パソコン教室での活用例

- ・教育課程に学習内容として位置付けられている中学校技術・家庭科の授業
- ・総合的な学習の時間や特別活動、各教科の調べ学習やプレゼンテーション資料の作成など
- ・体験学習や学校行事等の事後指導の一環としての「壁新聞づくり」や「レポート作成」など

##### ②普通教室での活用例

(パソコンをプロジェクターや大型テレビに接続して)

- ・書画カメラでの実物投影
- ・社会科の授業等で地図や資料等の投影
- ・行事等の映像視聴
- ・デジタル教科書を利用した授業支援

#### (2) 特別支援学校における学習支援用タブレット（25台配備）活用例

(タブレットは全学級（18学級）に1台ずつ配備している)

- ①端末に写真や画像を入れて、発語のない児童生徒に意思表示させる。
- ②作業で活動手順を動画で撮影し、児童生徒に学習の見通しを持たせる。
- ③画面に触ることで映像が変化するアプリケーション等を使って、興味関心を起こさせる。
- ④動画撮影機能により、自分の行動の振り返りを行い、ソーシャルスキルトレーニングに活用する。
- ⑤総合的な学習の時間や、生活単元学習などで、校外学習について調べ学習をする。
- ⑥タブレット型端末を校外に持ち出すことによって、出先でも調べた内容を活用する。
- ⑦タブレット操作が理解できる児童生徒は、学習アプリを使って算数の計算や国語の文字の学習に取り組んでいる。

## 2. 学校教育におけるICTの基本的な考え方

### (1) ICTは有効な教育ツール

「学力向上」において、ICTは「万能薬」ではない。教員が授業の中でどう活用するかが重要である。

- ・視覚的にわかりやすく提示することで、児童生徒に興味関心をもたせる。
- ・ICTを活用する能力があれば、アクティブ・ラーニングにおいて、問題解決学習、体験学習、調査学習、教室内でのグループ・ディスカッション、ディベート、グループ・ワークなどに活用できる。

授業の改善に向けて、どのタイミングでどのようにICTを授業計画の中に組み入れるかが、重要な課題となる

### (2) 児童生徒におけるICTの活用能力

デジタルネイティブ世代（インターネットやパソコンが既に普及している時代に育った世代）と言われる現代の児童生徒は、ICTの活用には長けている。

しかし、ICTの危険性については認識が甘い。

ICTに依存するのではなく、正しく活用する技能とモラル（ICT活用に伴う危機管理）を児童生徒に身に付けさせることが重要となる。

## 3. 学校におけるICTの整備状況

- ・パソコン教室にデスクトップパソコン40台が配備されている。そのうち、教室に持ち込めるパソコン（ノートタイプ）が5台あり、プロジェクター等と接続し活用できている。
- ・教職員一人1台の校務用パソコンが配備。来年度、新たな「校務支援システム」を導入予定。
- ・校務用パソコンとは別に各校に校内LAN用のノートパソコンを3台配備。
- ・タブレット型パソコンは特別支援学校25台とつるせ台小学校に5台配備。